広島県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にしたが、森林所有者が知れないため（森林所有者の所在が不分明なため）、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を尾道市役所の掲示場に掲示した。

令和四年三月七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所在場所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
尾道市因島椋浦町字坊ノ奥二〇二一九から二〇二二一まで、二〇二二二の一、二〇二二二の三、二〇二三三の一、二〇二三三の二	松井　弘元

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

変更しない。

2　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）